

国の出先機関改革に関する提言

国の出先機関改革の検討に当たって、国は、次の事項について、適切な措置を講じられたい。

1. 出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関が果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域のかつ機動的な危機管理体制等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、都道府県をまたがる広域的な組織体制や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整と基礎自治体の意見の確実な反映方法など、広域的实施体制における意思決定のあり方等の具体的な重要事項について明確にされておらず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念される。加えて、出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合についての考え方も事前に示すことが必要である。

については、出先機関改革の検討に当たっては、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体をパートナーとして位置付け十分な協議を行い、拙速に進めることなく、その意見を反映させて慎重に対応すること。

2. 指定都市区域内の出先機関の事務権限を移譲する場合においては、指定都市に一元的に直接移譲するとともに、移譲を受ける都市自治体への必要かつ十分な税財源措置を確実に講じるほか、ハローワークの指定都市等に対する移管について協議すること。